# 事業群評価調書(令和3年度実施)

捷	本	戦略	名	3-3	安全安心で快適な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	県民生活環境部 生活衛生課	眞﨑 敬明
抗	Ē	策	名	2	食品の安全・安心の確保と消費生活の安定・向上	事業群関係課(室)		
導	業	群	名	1	食品の高い安全性の確保	令和2年度事業費(千円)	※下記「2. 令和2年度取組実績」の事業費(R2実績)の合計額	71,885

# 1. 計画等概要

# (長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025 本文)

と畜場において全ての牛や豚などの検査及び衛生的な取扱いに関する指導を行い、安全な食肉の生 j )食品製造施設、飲食店等の監視・指導による食中毒等の健康被害の発生防止 産を支援するとともに、食品営業施設の衛生管理の確認並びに流通食品の検査等を行い、食中毒発生防| ii )流通している食品等の収去検査・モニタリング検査による基準に適合しない食品の排除 止に取り組むことで、生産から販売までの各段階で食品の高い安全性の確保を図ります。

### (取組項目)

- iii)食品営業施設、と畜場、食鳥処理場でのHACCPによる衛生管理手法の定着
- iv)生産者へと畜検査データを還元し、家畜の疾病対策を支援

	指 標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標(年度)
事		目標値①		18,500件	18,500件	18,500件	18,500件	18,500件	18,500件 (毎年度)
業群	食品取扱施設の監視指導件数	実績値②	18,347件 (R2)						進捗状況
		<b>達成率</b> ②/①							_

### (進捗状況の分析)

長崎県食品衛生監視指導計画に従い、各保健所が計画的に監視指導 ■を実施したが、新型コロナウイルス感染症の影響により営業施設への立 ち入りが困難であったため、前回計画では、R2の最終目標値を達成する ことができなかった。

ただし、監視件数は目標未達であったが、監視指導を行うことができた 施設に対しては、食品衛生法改正による「HACCPに沿った衛生管理の制 度化」への対応について丁寧な説明・助言を行い、事業者による衛生管 理のレベルが向上するよう支援した。

なお、新計画においても、引き続き指標として設定し、適切な監視指導を 行っていくこととしている。

※HACCP:原材料の受け入れから製品の製造・出荷に至るまでのすべて の工程において、危害が除去(あるいは安全な範囲まで低減)できるよ う、手順を定め、記録を残すことによって、製品の安全性を担保する衛生 管理の手法。

# 2. 令和2年度取組実績(令和3年度新規・補正事業は参考記載)

			- 没以加夫根 ( T 化)		費(単位:千		事業概要	指標(上段:活動指標、下段:成果指標)						
			事務事業名	R元実績	~+	1 14 1			R元目標	R元実績		1		
取细	中城	事		R2実績	うち 一般財源	人件費 (参考)	令和2年度事業の実施状況		TOO EI TOR	11,70,50,494	達成率			
取組項目	中核事業	業 番		R3計画			ゥ和2年及争来の失 <b>応</b> 状だ (令和3年度新規・補正事業は事業内容)	主な指標	R2目標	R2実績	Æ	令和2年度事業の成果等		
目	業	号		事業実施の根拠法		1								
			事業期間 所管課(室)名	法令による 事業実施の	県の裁量 の余地が	他の評価 対象事業	事業対象		R3目標					
			月百味(主)石	義務付け	ない事業	(公共、研究等)	<b>学</b> 未对系	【活動指標】	20.000	19.183	95%			
				26,054	26,054	146,990		【心划拍标】	20,000	16.981	84%	-		
				20,034	20,004	140,550		監視指導件数(件)	18.500	10,961	04%	-		
								【活動指標】	2.000	2.003	100%	-		
			県内食品の安全性確保	23.066	23.066	240.980	30 安全な食品の流通等を確保し、食品による健康被害の発生 を防止するために、食品衡生法に基づき、県内食品取扱施設 1		2.000	1.851	92%	_ ●事業の成果		
取組 項目			事業		25,500	,		(件)	2.000	,,,,,,		・食品等の検査件数は目標値を達成できなかったが、成分規格適合率については、目標を達成した。計画に基づく監視指導及びHACCP取組指導による営業者における自主衛生管理の推進の結果、食品の安全性の確保は図られた。		
i	0	1		27,079			適合しない食品を流通から排除することで食中毒発生防止に 寄与した。	【成果指標】	95	97	102%			
iii					27,079	241,873	可プレル。	成分規格適合率(%)	95	97	102%			
									95			の相外、及間のメエトの服所は四つがた。		
				食品衛生法第24条				【成果指標】	数値目標なし	10	_	1		
			S22-						数値目標なし	3	_			
			生活衛生課	0	_	_	県内食品関係営業施設・給食施設等(長崎市・佐世保市を除 <)	食中毒発生件数(件) 	数値目標なし					
				34,506	33,599	274,413	 28  食肉衛生検査所の職員が、と畜場に出向き、食肉となる獣畜	【活動指標】	数値目標なし	464,308	_			
			食肉衛生検査所運営事	48,779	43,097	269,928		と畜検査頭数(頭)	数値目標なし	482,667	_	<b>○</b> 末 # ○ + B		
	0	2	業	60,616	40,070	270,929	(牛、馬、豚、めん羊、山羊)の全頭について、一頭毎にと畜検査を行い、必要に応じて精密検査を実施して、食用の可否を判	乙田快且與奴(與)	数値目標なし			- ●事業の成果 ・検査を実施した牛7,432頭、馬7頭、豚475,198		
		2					定。食用にできない獣畜の全部廃棄等の行政処分を行った。	【成果指標】	数値目標なし	558	_	頭、めん山羊30頭のうち、食用不適として全部 廃棄された獣畜は、牛87頭、豚476頭であった。		
			S28-	こ田物仏赤「	·**			·行政処分頭数(頭)	数値目標なし	563	_	が大とうのと訳出して、「いっぱ、「かいっぱ」というだ。		
取組			生活衛生課	0		_	食肉検査申請者	门以207项数(项)	数値目標なし					
項目 iii				426	426	15,113		【活動指標】	60	139	231%			
iv			と畜場等処理施設指導	40	40	14,866		立入指導件数(件)	60	235	391%			
			監督事業	1,735	1,735	,	と畜場、死亡獣畜取扱場、化製場、準用施設の許認可及び立入指導を実施した。		60			●事業の成果 ・HACCP導入後の外部検証の実施により、立		
		3		と畜場法第14条 第3条・第6条、食		と畜場法第14条・第17条、化製場法 第3条・第6条、食鳥処理の事業の規		、化製場法 の事業の規	立入11年で大心した。	【成果指標】	100	100	100%	入指導回数を増加したため、目標を大きく上
			S28-	制及び食鳥 条・第38条	処理に関する	5法律第3		施設基準適合率(%)	100	100	100%	回った。		
			生活衛生課	0	_	_	と畜場、食鳥処理場、死亡獣畜取扱場、化製場等の施設設置 者	肥政奉华週百平(%)	100					

# 3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i 食品製造施設、飲食店等の監視・指導による食中毒等の健康被害の発生防止

#### ●実績の検証及び解決すべき課題

新型コロナウイルス感染症の影響により、活動指標である監視指導件数は目標は達成できなかったが、立ち入りができた! カンピロバクター食中毒の予防については、加熱用鶏肉を半生で提供するなど誤った認識 施設に対してはHACCPに関する詳細な指導を行った。

成果指標である食中毒発生件数については、概ね良好な結果を維持している状況であるが、カンピロバクター食中毒に ついては全国的に発生件数が多く、当県でも例年発生していることから、予防対策が必要である。

#### ●課題解決に向けた方向性

の営業者に対して監視指導を徹底するとともに、消費者に対しても引き続き啓発を行ってい

#### ii 流通している食品等の収去検査・モニタリング検査による基準に適合しない食品の排除

#### ●実績の検証及び解決すべき課題

保健所等で計画的に検査を実施したが、新型コロナウイルス感染症の影響により活動指標である検査件数は目標を達成し できなかった。

成果指標である成分規格適合率は概ね良好な結果を維持しているが、基準に適合しない食品が例年若干認められる状 況である。

#### ●課題解決に向けた方向性

引き続き検査を計画的に行い、基準に適合しない食品を製造した事業者に対し、衛生管理 を改善するよう指導を行うことで、食品の安全確保に努める。

#### iii 食品営業施設、と畜場、食鳥処理場でのHACCPによる衛生管理手法の定着

#### ●実績の検証及び解決すべき課題

と畜場・食鳥処理場に対しては、処理工程の検証や講習会を繰り返し実施することにより、県管轄の全施設へのHACCP 導入が完了した。また、食品営業施設に対しては、立入指導や講習会等の機会を通じて、対象となる全施設への指導・周 |知を行ったところである。令和3年6月から改正食品衛生法が完全施行されることから、HACCP制度化への対応等、引き続 |い衛生管理水準となるよう指導、助言を行っていく。 |き事業者への丁寧な指導が必要となる。

#### ●課題解決に向けた方向性

中小規模の事業者がHACCPを円滑に運用できるよう、引き続き個別に支援を継続する。 また、と畜場・食鳥処理場に導入されたHACCPの定着に向け引き続き検証を行い、より高

### iv 生産者へと畜検査データを還元し、家畜の疾病対策を支援

### ●実績の検証及び解決すべき課題

法律に基づき482,667頭の検査を行った結果、疾病により食用に適さない563頭について全部廃棄の行政処分を行った。 |また、食用不適の内臓についても一部廃棄処分を行うことで、安全な食肉の流通に寄与した。

食肉の安全性確保には、健康な家畜の生産が重要なことから、検査データを生産者へ還元し、疾病予防対策に活用いた|方法・内容となるよう引き続き努めていく。 だいているが、より効果的な提供方法・内容の検討が必要である。

#### ●課題解決に向けた方向性

各食肉衛生検査所で開催する会議等の機会を通じて、関係者と情報交換及び協議を行 い、生産環境の変化(生産数の大規模化、流行する疾病の変化など)に応じたデータ還元の

# 4 今和3年度見直し内容及び令和4年度実施に向けた方向性

_										
取組項	中核	事業	事務事業名	令和3年度事業の実施にあたり見直した内容	令和4年度事業の実施に向けた方向性					
	.   12   未		事業期間	In the 1 Web Man - 2015 A 20 FE - 12 H	事業構築	見直しの方向	見直し区分			
目	業	号	所管課(室)名	※令和3年度の新たな取組は「R3新規」等と、見直しがない場合は「—」と記載	の視点	光直の分刊	光直じ四万			
取# 項 [ i iii		1	県内食品の安全性確保 事業 S22-	改正食品衛生法の施行による許可業種の再編により、リスクが低いと考えられる一部業種の許可が不要となることから、業種別の監視頻度を見直した結果、指標である監視指導件数の目標値を18,500件に変更した。 一方、HACCP制度化の完全施行への対応として、より丁寧な指導が必要となることから、令和3年度の事業実施においては、これまでの事業にてHACCP導入を支援した営業者に対するHACCP運用状況の助言・指導することを重点事項として新設し、計画的に監視指導、収去検査等を実施することとした。	9	本事業は、「食品衛生法」に基づき、食品の製造・調理・加工及び販売の各段階における安全確保を担っており、食品の安全確保のため、食品製造施設、飲食店等の監視・指導並びに流通している食品等の検査を実施することで、基準に適合しない食品を流通から排除し、食中毒の発生を防止するものである。 令和4年度も前年度の事業実施状況、食中毒の発生状況等を踏まえて監視指導計画を策定し、事業を実施する。	改善			

取組	0	2	食肉衛生検査所運営事業 S28- 生活衛生課			「と畜場法」に基づき県が実施しなければならない事業である。食用に供する獣畜(牛、馬、豚、めん羊、山羊)は一頭ごとに全て県職員である獣医師のと畜検査を行なわなければ食用にできない。本事業は、食肉の安全性を確保するためには必要不可欠であることから、引き続き事業を継続する。	現状維持
項目 · iii iv			と畜場等処理施設指導 監督事業 S28- 生活衛生課	<del>-</del>	ı	食肉及び食鳥肉の検査方法は、「と畜場法施行令」「と畜場法施行規則」及び「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則」に規定されており、これに従い効率的に実施する。 死亡した家畜・家きんが不正食肉として流通することを防止するため、農林部とも連携し、法関連施設(と畜場、食鳥処理場、化製場、死亡獣畜取扱場)に対する指導等を継続する。安全で安心な食肉を提供するため、今後とも必要な事業であることから、引き続き事業を継続する。	現状維持

注:「2. 令和2年度取組実績」に記載している事業のうち、令和2年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

# 【事業構築の視点】

- ① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
- ② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
- ③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
- ④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担協力関係の整理ができているか。
- ⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
- ⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。
- ⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
- ⑪ その他の視点